

## 平成 28 年度町政懇談会記録（要旨）

開催日：平成 28 年 7 月 16 日（土）

開会：午前 10 時 00 分 閉会：午前 11 時 36 分

場所：笹尾東 3 丁目集会所

参加者：男 16 人、女 3 人 計 19 人

町職員：町長、副町長、教育長、総務部長、財政課、町民課、政策課

### ○懇談

男性 自治会の会計を 6 年させてもらっています。その 6 年前から集会所の建て替えのための積み立てを行っています。4 役では、集会所の建て替えに 1,500 万円ほどかかるとみていまして、あと 2,3 年で半額まで到達する予定です。建て替えするには法人化をしなければならない。さらにこの公園では建て替えが出来ないので代替地が必要とのことですが、法人化してから代替地を探すのか、それとも法人化の前に代替地を探していただけるのか。どうなんでしょうか。

町長 代替地については今から探していただいてもかまいません。2、3 年ですともうすぐですから、自治会長さんと一緒に場所の選定をしたいと思っています。場所に関しては自治会の皆様にもここはいい、ここは悪いというのがあるかと思いますので、時間がかかると思います。ですので、今からその作業にかかっているといいと思います。

町民課長 代替地については自治会長さんと少しお話をさせていただいております。町有地の場所を示しております。今後少しずつ詰めていきたいと思っております。

男性 代替地ということは、町が土地を買い上げてその土地を無償貸与していただけるということでしょうか。

町長 基本的には町有地の中で見つけていきたいと思っています。

自治会長 公園の 2%の面積で公園の中で建て替えは無理とのことでしたが、本当に規制は外せないですか。

町長 この集会所を建てた頃は良かったのですが、平成 8 年に法律が出来まして、現在の法律では無理です。公園の中に集会所がある自治会は 3 つあるのですが、唯一笹尾東 2 丁目だけが現在の敷地で建て替えが出来ます。笹尾東 2 丁目集会所は、中央公園の敷地内になり、中央公園は広大なため 2%以内に収まっているんです。笹尾東 3 丁目

の集会所は、公園の面積が狭く 2%をオーバーしているため無理なんです。

男性 提示する町有地というのはどこら辺を想定していますか。

町民課長 具体的には東員第二中学校の近くです。二中近辺の緑地帯なら、駐車場を作れる面積がありますし、今よりも集会所の面積も拡大出来ると思います。ただ、自治会内の一番先端の部分になりますので、そこだけご了承いただければと思います。

男性 法人化の話で、住民の過半数の賛成で出来るとのことでしたが、何かを所有しなければならぬとか、他に条件はないのでしょうか。

町民課長 おっしゃられるように財産がないといけないんです。それは土地でなくとも集会所でも結構です。ですので、法人化と集会所の所有の手続きを平行して行っていただく必要がありますし、法人化に伴い規約もつくっていただく必要があります。そういったことも含めて自治会の皆様にご理解をいただいて賛同して頂く必要があります。認可地縁団体の手引きというものをホームページに掲載させて頂いておりますので、そちらも見ただければと思います。

男性 緑地を貸していただける時は、整地をした上でいただけるんですか。

町民課長 自治会によっては今の土地に建て替えが出来るところもございます。そういった自治会との公平性を保つためにも、整地までは町がやらせていただきます。

町長 ある程度の駐車場の確保も町でさせていただきます。

男性 自治会員の 1/2 ということなので、非自治会員は対象としていなくていいんですか。集会所の利用や運営を自治会で行うとなると会費を払ってない人は考えなくていいんですか。

町民課長 地方自治法に定めがありまして、笹尾東 3 丁目に住んでいる方の相当数が自治会に加入していることが条件です。例えば 100 世帯だけで自治会を運営していくというのは法の趣旨に反しますので駄目です。その地域に住む相当数の人が加入していて、加入している人の相当数が承認する必要があるということになります。

男性 集会所の利用に関して自治会員ではない人には、規約とかで使用制限をかけてもいいんですか。

町長 会費を払ってもらえればいいですけど払ってもらえないのであれば仕方ないですね。

男性 集会所の建て替えに関して、補助金の制度はいつまであるんですか。いつまでにやらないといけないということはあるんですか。

町長 この補助金制度は今年度作らせていただいたもので、自治会によって状況が色々ありますので、10、20年建て替えに差が出てくると思いますので、期限は今のところありません。

男性 修理とかは別に規定があるんですか。

町民課長 改修につきましても、かかった費用の半額負担で150万円が上限になります。例えば500万円かかっても150万までしか補助金はできません。さらに100万円未満は対象外になります。あくまで大規模な改修、修繕、増築が対象になります。また改修に関してもこの補助金を使おうと思うと法人化が必要になってきます。

男性 町で空き地を買ってもらってそこを貸してもらうわけにはいきませんか。

町長 それは考えておりません。

男性 緑地帯だと整地するのにお金がかかるし、その費用で買ってもらえればいいと思います。緑地帯は一番外れですし、空き地はたくさんあるので近くのほうがいいと思う。あと、公園は子どもの遊ぶ場だし、子どもが集まって学校にも行きます。公園にゴミが捨ててあったりタバコ吸ったり焚き火したり片付けもしない、若者のたむろする場になっています。集会所や木が目隠しになっているせいだと思うのでそこらへんも考えて欲しい。

男性 緑地を造成する代金があれば、空き地を2筆くらい買えると思いますよ。

町長 宅地を買ったとしても造成費はかかると思いますし、なかなか難しいとは思いますが、そこらへんも含めてまた持ち帰りまして検討させていただきます。

男性 公園法の2%で問題になっていますが、東京の方で公園に保育園建てるとか問題になっていますが、特別区域の申請をしたら広がったりするんですか。今の話を聞いていると緑地帯に移動して欲しいと聞こえるのですが。これまで40年近くこの公園にあってこれから高齢化も進んでいくのに、あんなに遠くなると行く人も減るのではなにか。

副町長           ここだけの特別区域というのは無理です。もしやるとしたら地域全体を対象として特別区域にすることによって経済的に発展するとか、企業誘致が進むとかがないと無理です。

男性             今提案いただいている緑地帯では、反対側の人が高すぎて建て替えに反対すると思います。

町長             これについては、また自治会長さんとお話させていただいていろいろと進めさせていただきます。

男性             小中一貫教育について、文部科学省から各自治体に委ねると変わったと思うんですが、現在神田小学校は校舎が手狭でプレハブを使用していると思います。東員第一中学校も移転という話がありますが、小中一貫教育ということも考えて移転の計画を進めているのか。何年位を目処に考えているのか。

教育長           小中学校の統廃合については、平成26年に今後東員町の教育をどうしていくかというのを、適正化規模・適正化配置検討委員会という会で、町で公募させていただいた方を委員としてさせていただきました。町には、小学校6つ、中学校2つありまして人口を考えていくと子どもの数がどんどん減っていきます。その中で委員会で3つの方向が出てきました。1つは、複式学級になる見通しが出てきたら統廃合も考えなければならないというものです。2つ目は、団地の小学校を1つにし、中学校とも統合して新しいかたちの学校にすること。これは、10、20年後にこういった方向で考えるのもありではないかというものです。3つ目は、東員第一中学校の移転も含めた早急な校舎の建て替えです。これらの提言を受けて教育委員会では、東員第一中学校の校舎の建て替えについて今年度中に基本方針を立て、3年以内に今の場所に建て替えるのか、移転するのかを決めます。

                  神田小学校のプレハブについては、10年くらい経つと生徒が減っていく見通しがたっておりますので、建てた方がいいが、生徒がいらないではいけませんので今のはプレハブで考えております。

女性             元気老人サロンですが、平成28年度は措置として今までの500円が200円にとなりました。今までは毎月請求させていただいていましたが、今は3ヶ月に1回なんです。それと、年2回だけ東員町から外にでるのですが、その場合は1円もいただけないんです。私のところは多いときは38名ほど集まります。ここで材料を買って作ってみんなで食べていただければお金は出しますが、お弁当や飲み物はだめです。景品や参加賞はだめです。だめばかりなんです。そうするとサロンは経営できないですね。私今回4月から6月までの分を出しました。参加していただいた以上は楽しく交流を図っていますが、そこでお弁当もだめといわれると、4月は933円のチ

チョコレート代だけです。その次はコーヒーとチョコレートで2000円ほどです。6月は東員町から出てグランドゴルフに行っていますので1円も出ないです。サロンが運営できません。食べるものは自分たちで払えという声も聞きますけれど、今まで会費として200円いただいていたいました。それを今月から300円に上げました。29年度からは補助金がありません。何とかありませんか。

町長                    これについては、扶助費（医療費や介護費）が年間何千万増えています。さきほどもお話させていただいたように高齢者対策にかける費用も決して減ってはいません。増えています。これからも増えていくでしょう。財政難のなかでどこを削ってどこを増やしていくかを考えると、個人に渡るお金を削っていき、仕組みの中で使っていくように変えていかざるをえないと思っていますのでご理解をいただきたいと思いません。

女性                    毎週やっているところもありますが、うちでは月に一回です。充実した内容にしようとして頑張っています。今は食事の後にチョコとコーヒーを出しています。果物等はいいですよと言われますが、高齢者は食事の後にあまり食べれません。毎週やれば材料使って料理をしているところには補助金を出す、月1回やっている笹尾東3丁目ではそれは駄目だということですよ。

男性                    毎週やっているところは毎週毎週補助金をもらっているんですか。

町長                    活動をしていけば出しますが、月3回までという回数制限があります。

女性                    最初は500円、2回目は300円、3回目は200円という感じで減っていくのは知っています。東3丁目は月1回を充実させていこうと役員4名で考えて行っています。それは不公平だと思うんです。ここで三十数名の料理つくれますか。

町長                    運営方法に関しては自治会毎に違っていますので一概に良い、悪いは言えませんが回数制限でここまではだしますよという規定はありますので、それまでだったら今年もだしますので、他の団体が規定の中でやっているのであればそれはそれで仕方ないのかなと。

女性                    毎週やっているところは、お弁当代は出ているんですか。

副町長                でません。出るのはあくまで食材だけで、弁当を買うというのは駄目です。それはどこでも一緒です。

女性                    集会所では三十何名の料理をつくるのは無理なんです。2人で前日から仕込みをし

ろっていうんですか。私達は月に1回なのでですからちょっと増やしてもらおうとか出来ないんですか。今月から会費も値上げして300円にしています。それにお昼で弁当も持ってきてという自己負担がすごく大きくなります。せっかく一人暮らしの方に楽しんでもらおうと色々と考えているのに参加人数が減ってしまうんじゃないかと心配しています。

町長 　　実は今年の2月までは、平成28年度はサロン事業はやめるということでずっときていたんです。それが性急であるということで1ヶ月で減額はしましたが予算化しました。そんなこともありますので制度に歪があるのかもしれませんが、今年度に制度修正というのは難しいと思います。

女性 　　元気老人サロンからシニアクラブへ移行はいいのですが、笹尾には睦会というのがあり190名くらいいまして、色々な行事を行っています。睦会をなくしてシニア連合会で自治会単位で行って欲しいという声を聞きます。睦会もあるし、シニア連合会でもとなると同じことを2つになるのですごく迷っています。

町長 　　行政の考え方としては、高齢者の皆さんの活動は自治会単位で行って欲しいと考えています。これからは地域で支え合いを行う、地域を重視していきたいんです。ですので、そちらのほうへ移行していただきたいと考えています。

男性 　　笹尾東3丁目のなかで65歳以上の高齢者の人数を調べてシニアクラブとして自治会が申請してよろしいんですか。

町長 　　今シニアクラブ連合会というのがありまして、シニアクラブ連合会に参加いただいている団体があります。在来地区は各自治会でシニアクラブを持っていまして、それがシニアクラブ連合会に登録していただいて会員になっています。例えば笹尾東3丁目のシニアクラブを作って、シニアクラブ連合会に登録していただければ連合会を通じて補助金が渡されるという仕組みです。

男性 　　シニアクラブ連合会は現在14団体登録されていまして、在来地区が12と笹尾が8自治会で1つ、城山が3自治会で1つとなっています。元気老人サロンも色々ありますが、シニアクラブ連合会からすれば、元気老人サロンがなくなってそれまで元気老人サロンに参加していただいていた人がシニアクラブに参加していただけることには諸手をあげて賛成なんです。行政がどうのではなく、各自治会でシニアクラブが出来てそれらが連合会に参加していただければそれは本当に嬉しいことなんです。

男性 　　シニアクラブに入るかどうかは自由なんですよね。

町長 シニアクラブは有志です。

男性 学校の下校ボランティアをしているんですが、児童が通学するのがその道路を通るのです。その通りを出て左側を通行するんですよ。原則右側ですよ。せっかく緑地帯の側に南北の赤い歩道があるのにそこは使わないんですか。そのための赤い歩道じゃないんですか。通学路って言うのは教育委員会で決めているんですか。

教育長 通学路というのは基本的には学校で決めてもらいます。学校が決めるときには、保護者とその場所の通学班と地区役員とが話し合っ決めて決めます。決めるときの大前提は一番安全なところとなります。それを教育委員会に報告してもらいます。教育委員会はここにしなさいとか指定はしていません。

男性 保護者の若い人はそこまで気がつかないんですよ。それから笹尾東小学校から出て信号までの歩道側溝のふたありますよね。あれもガタガタして非常に危ない。歩いたらすぐ分かりますよ。保護者が全然気がつかないんですよ。

教育長 それをですね、学校に言ってください。安全プログラムというのが平成 25 年に出来ていまして、危険な箇所とか直して欲しいとか要望するようなシステムが出来ています。学校の教員も毎回毎回見て回ることが出来ませんので、気がつかないところもありますので、言っていただければと思います。

男性 高齢者の話もいいけどこれから育っていく子ども達のこととも考えてもらいたい。こういう場でも高齢者の話ばかりじゃないか。

町長 そういうことを話していただけるのは本当にありがたいです。ただ、通学路というのはものすごくたくさんありますので、現場から上げてもらわないと分からないんです。全部を頻繁に回るというのは不可能ですので、要望があがってきたものに対して見に行っ対処させていただきますのでよろしくお願いします。